

河北町ちえつと移住体験住宅

利用についての留意事項

河北町ちえつと移住体験住宅（以下「移住体験住宅」という。）の公共性と安全性を確保するため、当移住体験住宅をご利用のお客様には、下記のことをお守りくださるようお願い致します。

この河北町ちえつと移住体験住宅利用についての留意事項（以下「留意事項」という。）で定められた事項をお守りいただけない場合は、宿泊および施設の利用継続をお断りさせていただくことがあります。

1 遵守事項

- (1) 宿泊前に「河北町ちえつと移住体験事業利用申請書」を記入し、提出をお願いします。
- (2) 町の担当課から当該施設の鍵（以下「鍵」という。）を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理してください。なお、鍵を紛失したときは、速やかにその旨を報告してください。
- (3) チェックインタイムは午前10時から午後3時の間とします。ご連絡いただいた予定時間より1時間以上連絡がない場合はキャンセルとみなします。
- (4) チェックアウトタイムは午前11時です。チェックアウトタイムを超える場合は事前に連絡をお願いします。
- (5) 火気（ガス・タバコ）の取り扱いに注意し、節水に努めるとともに、備付けの備品を適切に取り扱ってください。
- (6) 客室外での火気（焚き火他）ご利用はなさないでください。
- (7) 客室内に次のような物をお持ち込みにならないでください。
 - (ア) 動物、ペット類
 - (イ) 著しく悪臭を発する物
 - (ウ) 火薬や、揮発油など発火あるいは引火しやすい物
 - (エ) 適法に所持を許可されていない銃砲刀剣類
- (8) 施設の諸設備、諸物品について、次の事項をお守りください。
 - (ア) その目的以外の用途にご使用なさないでください。
 - (イ) 施設外へ持ち出さないでください。
 - (ウ) 造作、加工をなさないでください。

- (9) 登録していない訪問客を、施設および客室内にご案内なさないでください。
- (10) 利用後は使用した食器、コップ類は洗って返却してください。
- (11) 利用後は室内を清掃し、机・椅子等は必ず元の位置にもどす等整理・整頓に努めてください。
- (12) 利用期間中に出たゴミは、指定どおり分別の上、チェックアウトの際に玄関前へ出してください。
※ただし、長期利用の際は、所定の場所に出してください。
- (13) 利用期間が満了したときは、施設入口を施錠し、速やかに町の担当課に鍵を返却してください。
- (14) 河北町ちえっと移住体験事業実施要綱および留意事項に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
- (15) その他、施設の使用に関し必要な事項は、町の担当課の指示に従ってください。

2 行為の制限

河北町ちえっと移住体験事業実施要綱第10条に掲げる行為を禁止します。

第10条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
- (2) 興行、展示会、その他これに類する催しの開催
- (3) 文書、図書、その他の印刷物の貼付または配布
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
- (5) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為
- (6) 施設の全部又は一部の転貸、又はその使用の権利の譲渡
- (7) その他本事業の目的に反する行為

3 損害賠償

- (1) 故意または過失により施設および設備、物品等を破損若しくは汚損または滅失したときは、その損料をご請求いたします。但し、損傷の原因が天災など不可抗力の場合の他、移住体験者の責に帰さない理由によるものである事を証明したときは、損料はいただきません。
- (2) 上記の事故が発生した場合は、直ちに町の担当課に報告してください。
- (3) 貴重品の管理は各自でお願いします。万一盗難などの事故が発生しても当町では一切責任を負いません。
- (4) 建物火災保険は当町で加入しておりますが、移住体験者の不注意により引き起こした事故または留意事項に従わない事故に関して当町は責任を負いません。